

# 佐賀市個人情報保護審査会

## 説明資料

### 【もくじ】

障害者自立支援法について・・・・・・・・・・・・	1
審査会を佐賀中部広域連合の事務とする理由について・・・・	3
障がい程度区分認定審査システムイメージ・・・・・・・・	4
電子計算機処理を行う目的・・・・・・・・・・・・	5
電子計算機処理を行う個人情報の内容・・・・・・・・	6
個人情報の適切な処理についての措置・・・・・・・・	9

佐賀市　社会福祉課

## 障害者自立支援法について

### 障害者自立支援法（平成18年4月施行）の概要

#### ① 障害者自立支援法の主旨

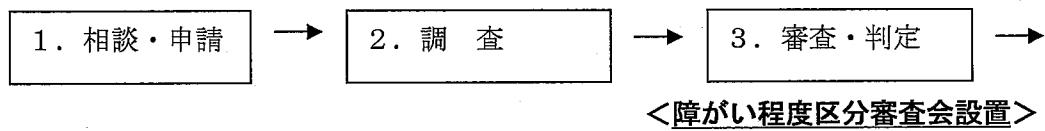
これまで障がい種別（身体、知的、精神）や年齢により異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設し、福祉サービスの対象者、サービス内容、手続き、支給決定プロセスの公平性、透明性を明確にしました。

#### ② 障害者自立支援法のポイント

	法施行前の状況	法施行後
障がい者福祉サービスを一元化	<ul style="list-style-type: none"><li>・3障がい（身体、知的、精神）及び障がい児の法律（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法）の違いによるバラバラの福祉サービス。</li><li>・サービス実施主体は都道府県、市町村に二分化。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3障がいの制度格差を解消し、同じ制度による福祉サービスを提供。</li><li>・市町村が実施主体となり、都道府県はこれをバックアップ。</li></ul>
安定的な財源確保と原則1割の利用者負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の増大による不安定な国の費用負担の仕組み。（費用の1/2以内を負担）</li><li>・障がい種別、サービス内容による異なった利用者負担。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担）</li><li>・全てのサービスで原則サービス費の1割を利用者が負担</li></ul>
支給決定の透明化、明確化	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国共通の利用ルール（支援の必要度判定する客観的基準）がない。</li><li>・支給決定のプロセスが不透明。（市町村の聞き取り調査のみによる支給決定）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援の必要度に関する客観的尺度（障がい程度区分）を導入。</li><li>・審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化。</li></ul>
就労支援の抜本的強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所。</li><li>・就労を理由とする施設退所者はわずか1%。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援）を創設し、就労を強化。</li><li>・関係機関（ハローワーク等）との連携を強化。</li></ul>
利用者本位のサービス体系に再編。	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい種別ごとの複雑な施設・事業体系。</li><li>・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的（生活訓練、就労訓練等）と利用者の実態とのズレ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」や重度の障がい者を対象としたサービスを創設。</li></ul>

③サービスの利用のしかた

(改正前は市が判定)



<障がい程度区分審査会設置>

④サービス開始の時期：平成18年10月1日

## 審査会を佐賀中部広域連合の事務とする理由について

障害者自立支援法第15条に規定される市町村審査会については、佐賀市では当初、佐賀市単独で設置する予定であったが、次の理由により、佐賀中部広域連合の事務とした。

### ①医師の確保が困難であること

審査会の委員については、医学的な判断も必要であることから医師の委員就任が不可欠である。そのため、佐賀市医師会に委員就任の依頼をしたが「新たな医師の選出はできない」との回答があった。また、佐賀県医師会からは、「介護保険審査会等、様々な公的用務への出席に忙殺されており、派遣する医師の確保が困難な状況にあることから、障害者自立支援法に基づく審査会の設置に当たっては、市町単独で設置することなく、広域での設置をお願いしたい。」との要請があり、広域で実施する必要があった。

### ②佐賀中部広域圏内の7市町からの共同設置の申し入れ

佐賀中部広域圏内の7市町（多久市、小城市、神埼市、川副町、東与賀町、久保田町、吉野ヶ里町）より、単独では市町村審査会を実施することができないので、佐賀市がリーダーシップを取り、共同で実施できないかとの再三の申し入れがあった。

### ③佐賀中部広域連合事務として効果的かつ効率的な対応が可能となる

佐賀中部広域圏内の共同設置とすれば、各市町で行なうより、効果的かつ効率的な対応ができる。さらに、障がい程度区分の調査・判定事務と同様な介護保険の調査・認定事務を行なっている佐賀中部広域連合で行なうこととなれば、さらに、人的、経費的に効果的かつ効率的な対応が可能となる。

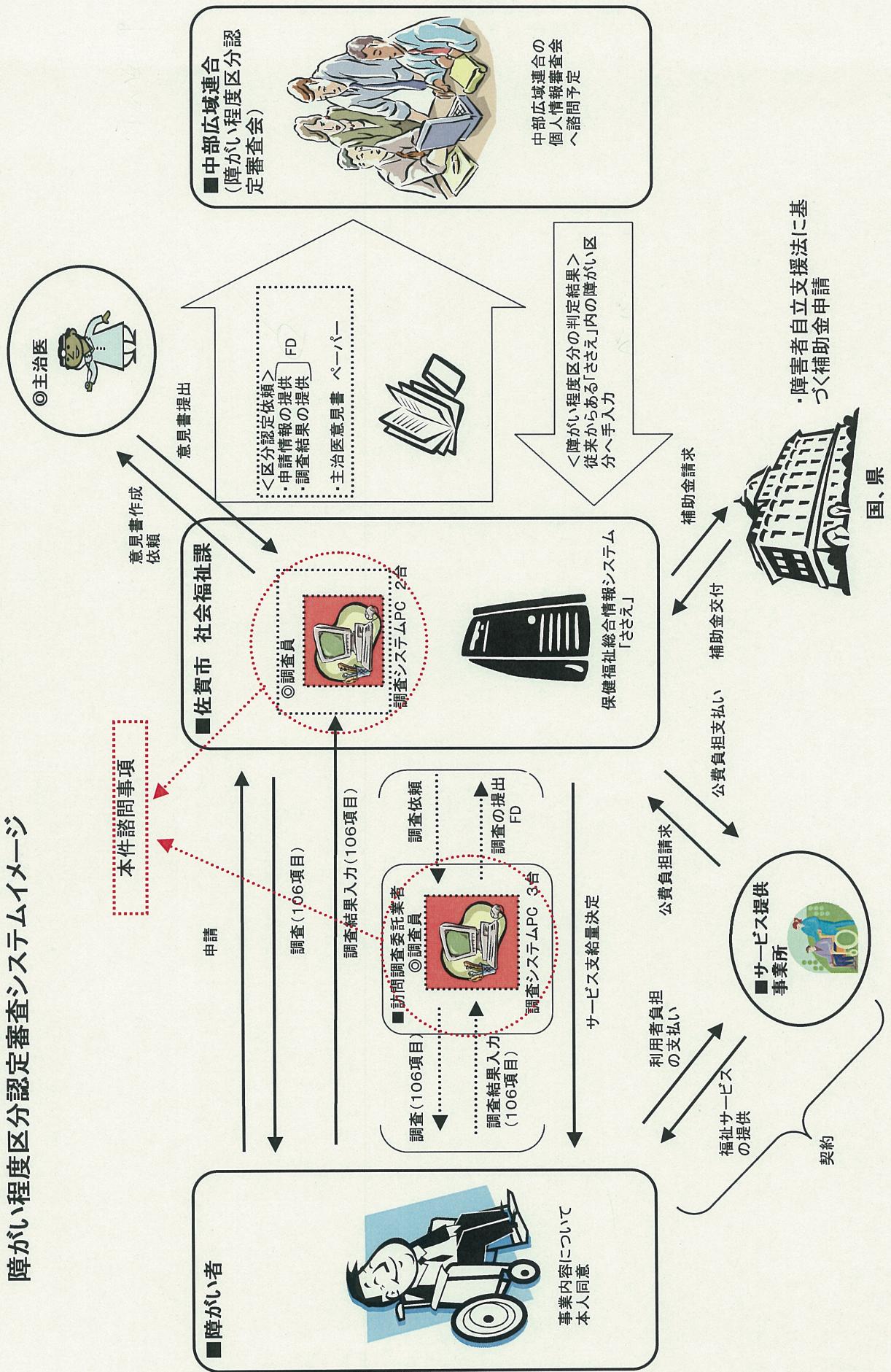
以上の理由により、佐賀中部広域連合の事務とした。

## 佐賀中部広域連合の事務とする手続き

①佐賀中部広域圏内8市町が6月議会において「佐賀中部広域連合の規約の一部を変更する規約」を6月20日に議決予定。

②佐賀中部広域連合では6月22日に佐賀県知事に規約変更の許可申請をし、翌23日には許可を受け、関係条例、予算の専決処分を行なう予定。

## 障がい程度区分認定審査システムイメージ



## 電子計算機処理を行う目的

平成18年4月より障害者自立支援法が施行され、障がい者が福祉サービスを受ける場合は、市町村が設置する審査会において、障がい程度区分の判定を受けることが必要になった。佐賀市では、この市町村審査会を佐賀中部広域圏内の7市町と共に佐賀中部広域連合が行う事務とした。

障がい程度区分の判定を行うためには、障がい者に対する概況調査や106項目の調査を実施する必要がある。調査項目をシステムに入力することで、調査結果が電子計算機処理され、そのデータと医師意見書により佐賀中部広域連合に設置された審査会が障がい程度区分を判定することになる。

この障がい程度区分認定審査システムを利用することで、訪問調査業務の質の均一化と効率化、審査会の事務負担の軽減、多種多様な審査会の資料を作成することでの公平な判定の支援、ペーパーレス審査会によるコスト低減・環境問題への配慮といったことが可能となる。

また、今後は豊富な統計資料に対応できることや定期的な機能の追加もでき、今後、事業に対する評価が求められた場合の統計、分析ができるなど有効活用ができる。

## 電子計算機処理を行う個人情報の内容

### 1. 概況調査項目に関する情報

①本人の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名</li><li>・性別</li><li>・年齢</li><li>・生年月日</li><li>・住所</li><li>・電話番号</li></ul>
②家族（連絡先）の情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名</li><li>・住所</li><li>・本人との続柄</li></ul>
③障害等の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳情報（等級、障害種別）</li><li>・療育手帳情報（等級）</li><li>・精神障害者保健福祉手帳情報（等級）</li><li>・障害年金情報（等級）</li><li>・生活保護受給の有無</li></ul>
④現在受けているサービスの状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅サービス等の受給状況</li></ul>
⑤地域生活関連についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・外出頻度</li><li>・社会参加の活動状況</li><li>・入所、入院履歴</li></ul>
⑥就労関連についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・就労状況</li><li>・就労経験</li><li>・就労希望の有無</li></ul>
⑦日常活動についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・日中活動の場</li></ul>
⑧介護者についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護者の有無</li><li>・介護者の健康状況</li></ul>
⑨居住関連についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活の場所</li><li>・居住環境の状況</li></ul>
⑩その他の勘案事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・サービスの量や種類の状況</li></ul>

## 2. 認定調査項目（106項目）に関する情報

①麻痺・拘縮に関連する項目（11項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻痺の有無（5ヶ所）</li> <li>・関節の動く範囲の制限の有無（6ヶ所）</li> </ul>
②移動等に関連する項目（7項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝返りの状況</li> <li>・起き上がりの状況</li> <li>・座位保持の状況</li> <li>・両足での立位の状況</li> <li>・歩行の状況</li> <li>・移乗の状況</li> <li>・移動の状況</li> </ul>
③複雑な動作等に関連する項目（3項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち上がりの状況</li> <li>・片足での立位保持の状況</li> <li>・洗身の状況</li> </ul>
④特別な介護等に関連する項目（7項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・じょくそうの有無</li> <li>・皮膚疾患の有無</li> <li>・えん下の状況</li> <li>・食事摂取の状況</li> <li>・飲水の状況</li> <li>・排尿の状況</li> <li>・排便の状況</li> </ul>
⑤身の回りの世話等に関連する項目（10項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔保持の状況（口腔清潔、洗顔、整髪、つめ切り）</li> <li>・衣類着脱の状況（上衣の着脱、ズボンパンツ等の着脱）</li> <li>・薬の管理の状況</li> <li>・金銭管理の状況</li> <li>・電話の利用の状況</li> <li>・日常の意思決定</li> </ul>
⑥コミュニケーション等に関連する項目（12項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視力の状況</li> <li>・聴力の状況</li> <li>・意思の伝達の状況</li> <li>・本人独自の表現方法を用いた意思表示の状況</li> <li>・介護者の指示への反応の状況</li> <li>・言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解の状況</li> <li>・記憶、理解の状況（6項目）</li> </ul>
⑦行動障害に関連する項目（36項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動障害の状況（36項目）</li> </ul>

⑧特別な医療に関する項目（12項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点滴の管理の有無</li> <li>・中心静脈栄養の有無</li> <li>・透析の有無</li> <li>・ストーマ（人工肛門）の管理の有無</li> <li>・酸素療法の有無</li> <li>・レスピレーター（人工呼吸器）の有無</li> <li>・気管切開の処置の有無</li> <li>・疼痛の看護の有無</li> <li>・経管栄養の有無</li> <li>・モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）の有無</li> <li>・じょくそうの処置の有無</li> <li>・カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）の有無</li> </ul>
⑨社会生活に関連する項目（8項目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理の状況</li> <li>・食事の配膳、下膳の状況</li> <li>・掃除の状況</li> <li>・洗濯の状況</li> <li>・入浴の準備、後片付けの状況</li> <li>・買い物の状況</li> <li>・交通手段の利用の状況</li> <li>・文字の視覚的認識使用の状況</li> </ul>

## 個人情報の適切な処理についての措置

### セキュリティ対策について

#### 1 システム運用に関する責任者の任命

社会福祉課長を責任者に任命する。

#### 2 システムの専有

独立した専用の端末を使用することにより部外者が利用出来ない環境をつくる。

#### 3 システム操作員の限定

操作員個々へのパスワード設定

電源投入時とシステム起動時の両方にパスワードを設定して、責任者が定期的に変更をおこなう。

#### 4 操作員に対する研修

個人情報保護に関する知識の普及、情報の漏洩防止のために定期的な職員の研修をおこなう。

#### 5 認定調査委託先のデータ管理

委託先で調査した個人情報は市が配布するシステムにより管理し、個々のパスワードで管理する。パスワードは事業所毎に設定し、市が管理する。毎月おこなう調査報告は媒体（F D）にて市へ提出。その際の情報は暗号化することにより盗難や紛失による情報漏洩の対策を講じる。